

介護職への 再就職を 応援します！



—埼玉県潜在介護職員再就職準備金貸付のご案内—

介護職として一定の知識・経験を持った方が、再び介護の仕事に就くための
再就職準備金をお貸します。

埼玉県内の介護保険サービス事業所・施設等で介護職員として**2年間従事**
した場合、借りた資金の**全額が返済不要**となります。

<貸付額>

最大 **40** 万円



転居に伴う費用



子どもの預け先を探す際の活動費



通勤用の自転車やバイクの購入



研修参加費用や参考図書の購入



介護ウェアなどの被服費

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター
問い合わせ先：〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内
TEL 048-824-3370

令和4年度
埼玉県潜在介護職員
再就職準備金貸付の手引き

令和4年5月

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

1 事業の概要

(1) 事業の目的

離職した介護職員で、介護職としての一定の知識及び経験を有する者に対し、再就職準備金を貸し付けることにより、県内介護人材の確保を支援することを目的とします。

(2) 実施主体

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

(3) 貸付の対象者

県内に所在する事業所または施設に介護職員として令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に就労した者であって、次の①から④までの基準を全て満たす者とします。

① 即戦力として期待される介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者

ア 介護福祉士

イ 介護職員実務者研修を修了した者

ウ 介護職員初任者研修を修了した者

（介護職員基礎研修、訪問介護員（ホームヘルパー）1級、2級課程を修了した者を含む）

② ①に掲げる者として、介護保険サービス事業所または施設等（※1）において、介護職員等としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者

③ 県内の介護保険サービス事業所又は施設等（※1）に、介護職員等として就労（内定を含む）した者（1年あたり180日以上の勤務であること）

④ 直近の介護職員等としての離職日から1か月以上経過した者であって、介護職員等として再就労する日までの間に、県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ、再就職準備金利用計画書を提出した者

（※1）障害福祉サービスの事業所は対象となりません。

(4) 貸付額及び貸付回数

貸付額は、400,000円と再就職準備金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とします。

貸付回数は、他の都道府県での貸付も含めて一人当たり一回限りとします。

(5) 貸付予定人数

65名

(6) 貸付方法及び利子

貸付けは、県社協会長と貸付対象者との契約により行います。また、利子は無利子とします。

(7) 連帯保証人

貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければなりません。なお、

(4) 県福祉人材センターへの届出又は登録方法

申請をする場合には、直近の介護職員等としての離職日から、1か月以上経過した者であって、介護職員等として再就労するまでの間に、県福祉人材センターへの届出または登録が必要になります。

(5) 資金交付までの主な流れ

申請者（貸付要件を全て満たす者）

- ① 県福祉人材センターに届出又は登録をして就職活動
↓
- ② 介護事業所又は施設へ再就職
↓
- ③ 貸付申請
↓
- ④ 県社協にて申請書類をもとに貸付の可否を審査
↓
- ⑤ 県社協から貸付決定または不承認通知を交付
↓
- ⑥ 借用証書、返還猶予申請書等の提出
↓
- ⑦ 県社協から資金を交付（指定口座に送金）

3 貸付対象要件

(1) 介護の資格

次のいずれかの介護についての資格を有していることが必要です。

- ① 介護福祉士
- ② 介護職員実務者研修を修了した者
- ③ 介護職員初任者研修を修了した者
- ④ 介護職員基礎研修を修了した者
- ⑤ 訪問介護員（ホームヘルパー）1級課程を修了した者
- ⑥ 訪問介護員（ホームヘルパー）2級課程を修了した者

(2) 実務経験

上記（1）に掲げる資格をもって介護保険サービス事業所または施設等において、介護職員その他主たる業務が介護等の業務であり、実務経験が1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有することが必要です。

例えば、指定基準上の訪問介護員等、介護職員、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師として配置されている者を除く。）又は（介護予防）指定認知症対応型共同生活介護の介護従業者として勤務した者が対象となります。

※障害福祉サービスの事業所は対象となりません。

次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 心身の故障のため就労を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- ② 死亡したとき
- ③ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

5 返還

(1) 返還の内容

次のいずれかに該当するときは、月賦又は一括のいずれか希望する方法により1年以内に返還しなければなりません。その場合は、返還計画申請書（様式第9号）を提出いただきます。

- ① 貸付契約が解除されたとき
- ② 県内において、介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき
- ③ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

(2) 延滞利子

正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

6 返還の猶予・免除

(1) 返還の猶予

次のいずれかに該当し、県社協会長が認めるときは、その事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予します。その場合は、返還猶予申請書（様式第11号）等を提出いただきます。

- ① 県内において、介護職員等の業務に従事しているとき
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(2) 返還の免除

次のいずれかに該当するときは、返還債務を免除します。その場合は、返還免除申請書（様式第10号）を提出いただきます。

- ① 介護職員等として就労した日から、県内において2年の間、引き続き介護職員等の業務に従事したとき

※2年の間とは、在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上とします。

※法人における人事異動等により、貸付を受けた者の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事した期間については、上記期間に算入します。

※災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、上記期間には算入しないものとしますが、引き続き、介護職員等の業務には従事しているものとして取り扱います。

埼玉県介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱

第1 目的

この制度は、次の1から4に掲げる事業（以下「本事業」という。）を実施し、県内の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

1 介護福祉士修学資金貸付事業

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付ける事業

2 潜在介護職員再就職準備金貸付事業

介護職としての一定の知識及び経験を有する者に対し、離職した介護職員の再就職準備資金（以下「潜在介護職員再就職準備資金」という。）を貸し付ける事業

3 障害福祉分野就職支援金貸付事業

他業種等で働いていた者等であって、一定の研修等を修了し、障害福祉分野に就労しようとする者に対し、就職支援金（以下「就職支援金」という。）を貸し付ける事業

4 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

埼玉県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱（令和3年6月3日福祉部長決裁。以下「福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱」という。）の第1に規定する福祉系高校に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金（以下「福祉系高校修学資金」という。）を貸し付け、その後、福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第9に掲げる事項に該当する者に対して、福祉系高校修学資金の返還に充てる資金（以下「返還充当資金」という。）を貸し付ける事業

第2 実施主体

本事業は、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行い、県は必要な原資及び事務費を補助する。

第3 介護福祉士修学資金貸付事業

第1の1の「介護福祉士修学資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

1 貸付対象者は、介護福祉士養成施設に在学する者であって、卒業後に県の区域において、第10の1(1)に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者として認められる者とする。

ただし、3の(3)の国家試験受験対策費用の貸付対象者は、介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思の

記載された額のいずれか少ない方の額とする。

3 貸付回数は、他の都道府県での貸付も含めて一人当たり一回限りとする。

第5 障害福祉分野就職支援金貸付事業

第1の3の「障害福祉分野就職支援金貸付事業」の貸付対象者、貸付額及び貸付回数は次のとおりとする。

1 貸付対象者は、次の（1）から（3）の基準の全てを満たす者とする。

（1）介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修以上の研修を修了した者、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示538号）第1条第3項に規定する居宅介護職員初任者研修、同条第4項に規定する障害者居宅介護従事者基礎研修、同条第5項に規定する重度訪問介護従業者養成研修（基礎、統合及び行動障害支援いづれかの課程と応用を受講すること。）、同条第6項に規定する同行援護従業者養成研修（基礎、応用を受講すること。）及び同条第7項に規定する行動援護従業者養成研修のいづれかを修了した者。

なお、第4に掲げる「潜在介護職員再就職準備金貸付事業」又は「埼玉県介護分野就職支援金貸付事業実施要綱」（令和3年6月3日福祉部長決裁。）の貸し付けを受けたことがある者を除く。

（2）障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律123号）（以下、「障害者総合支援法」という。）第5条第1項、第18項、第77条及び第78条、児童福祉法（昭和22年法律164号）第6条2の2第1項、第7項及び第7条第2項、身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）（以下、「身体障害者福祉法」という。）第4条の2に規定するサービスをいう）を提供する事業所若しくは施設、障害者総合支援法第5条第27項、第28条及び第77条の2及び身体障害者福祉法第5条に規定する施設若しくは事業所において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者（以下、「障害福祉職員」という。）として就労した者若しくは就労を予定している者。

（3）県社協が定める様式による障害福祉分野就職支援金利用計画書（以下「就職支援金利用計画書」という。）を提出した者

2 貸付額は、200,000円と貸付対象者が県社協に提出した就職支援金利用計画書に記載された額のいづれか少ない方の額とする。

また、就職と同時に研修を受講する場合においては、研修修了後に研修修了証を提出することを要件に、研修終了前に就職支援金を貸し付けることができるものとし、第10の3の（1）の「障害福祉職員として就労した日」は、「研修を修了した日」に読み替えるものとする。

3 貸付回数は、他の都道府県での貸付も含めて一人当たり一回限りとする。

第6 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

たっての相談支援などを行うよう努めるものとする。

なお、適切な返還債務の免除を行うため、貸し付けを受けた者に対して、知事が定める時期に現況届の提出を求め、貸し付けを受けた者の就労状況等について、定期的に把握するよう努めること。

1 介護福祉士修学資金貸付事業

次の（1）又は（2）のいずれかに該当するに至ったとき。

（1）介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、埼玉県の区域（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。以下同じ。）内において、昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年（過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に規定する区域をいう。）において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者をいう。）が返還免除対象業務に従事した場合は、3年）（以下「返還免除対象期間」という。）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、埼玉県の区域外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入できるものとする。

また、返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

（2）返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

2 潜在介護職員再就職準備金貸付事業

次の（1）又は（2）のいずれかに該当するに至ったとき。

（1）第4の1の（3）の介護職員等として就労した日から、県内において、2年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できなかつた場合の取扱いは1と同様とする。

（2）介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

合算した期間とする。) 内に月賦又は半年賦の均等払方式等により返還するものとする。

- 3 貸付けを受けた潜在介護職員再就職準備金の返還は、1年(返還債務の履行が猶予されたときは、この1年と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に月賦の均等払方式又は一括払方式により返還するものとする。
- 4 貸付けを受けた障害福祉分野就職支援金の返還は、1年(返還債務の履行が猶予されたときは、この1年と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に月賦の均等払方式又は一括払方式により返還するものとする。
- 5 貸付けを受けた福祉系高校修学資金返還充当資金の返還は、福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱に基づき貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間(返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に月賦又は半年賦の均等払方式等により返還するものとする。

第12 返還の債務の履行猶予

1 当然猶予

県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設に在学しているとき。
- (2) 貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設を卒業後、引き続き、社会福祉士養成施設において修学しているとき。

2 裁量猶予

県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額に係る返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 埼玉県の区域内において第10の返還免除対象業務(潜在介護職員再就職準備金貸付事業の貸付けを受けた者にあっては介護職員等の業務、就職支援金の貸付けを受けた者にあっては障害福祉職員の業務、又は返還充当資金の貸付けを受けた者にあっては充当資金返還対象業務)に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

第13 返還の債務の裁量免除

県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当するに至ったときは、貸付額(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき

第17 その他

本事業の円滑な実施に当たり必要となるその他の事項については、知事が別に定めることとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月10日から施行し、平成28年10月11日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月5日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月17日から施行し、令和2年6月15日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

再就職準備金貸付申請書

年 月 日

埼玉県社会福祉協議会 会長 様

【申請者欄】※申請者本人が記入してください

フリガナ			
氏名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)		
住所 電話番号	〒 一 電話 自宅 () 一 携帯 () 一		
実務経験年数 の状況 (介護職に限る)	期間	勤務期間	勤務先
	年 月～ 年 月	年 月	名称： 住所：
	年 月～ 年 月	年 月	名称： 住所：
	年 月～ 年 月	年 月	名称： 住所：
	計	年 月	
直近の 退職状況 (介護職に限る)	退職年月日	年 月 日	名称：
再就職(予定) の状況	再就職(予定) 年月日	年 月 日	名称：
本貸付及び 他の借受の状況 <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。	<input type="checkbox"/> これまでに、他の都道府県での貸付も含めて、再就職準備金を 受けたことはありません。		

再就職準備金の貸付を次のとおり申請します。

貸付希望金額	総額	円
※貸付額は、40万円以内(千円単位)		

裏面あり
【潜在介護】

再就職準備金利用計画書

年 月 日

埼玉県社会福祉協議会 会長 様

フリガナ		生年 月日	昭和・平成 年 月 日
氏名			
住所	〒		
保有資格等 ※該当する() に○を付けて ください。	<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 訪問介護員(ホームヘルパー) 1級 <input type="checkbox"/> 実務者研修 <input type="checkbox"/> 訪問介護員(ホームヘルパー) 2級 <input type="checkbox"/> 介護職員基礎研修 <input type="checkbox"/> 介護職員初任者研修		
介護職として の実務経験	年 月		
借入希望金額	金 円		
借入の目的 ※該当する() に○を付けて ください。 (複数可)	<input type="checkbox"/> 子どもの預け先を探す際の活動費 <input type="checkbox"/> 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加費 又は、参考図書等の購入費 <input type="checkbox"/> 国家試験の受験手数料 <input type="checkbox"/> 靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要と なる道具又は当該道具を入れる鞄等の被服費 <input type="checkbox"/> 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用 <input type="checkbox"/> 通勤用の自転車又はバイクの購入費 <input type="checkbox"/> その他、再就職する際に必要となる経費		
再就職(予定) 年月日	年 月 日		
直近の 退職年月日 (介護職に限る)	年 月 日		
届出及び登録 の状況	この貸付は、予め埼玉県福祉人材センターへ以下の届出又は登録が必 要となります。届出の状況について () に○を付けてください。 <input type="checkbox"/> 介護福祉士等届出制度における資格の届出を行った。 <input type="checkbox"/> 直近の退職日以降、求職登録を行った。		

【潜在介護】

誓 約 書

年 月 日

私は、埼玉県介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱の規定に従うことを誓約します。

申請者 住所
(自署)
氏名

私は、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、上記申請者の債務を連帯して負担します。

連帯保証人 住所
(自署)
氏名

申請者との関係

実務経験証明書

年月日

埼玉県社会福祉協議会 会長様

(申請者)

住所

氏名

電話番号

法人名及び 施設・事業所名称			
所在地及び 電話番号	〒 電話() -		
施設・事業所種別		職種	
保有資格 ※該当する()に○ を付けてください	() 介護福祉士 () 実務者研修 () 介護職員基礎研修	() 訪問介護員(ホームヘルパー)1級 () 訪問介護員(ホームヘルパー)2級 () 介護職員初任者研修	
介護保険 事業所番号			
従事期間 及び 介護等の業務に 従事した日数	年月日 ~ 年月日		
	従事期間 (上記従業期間の通算日数)	日	
	従事日数 (上記従事期間に実際に 介護等の業務をした日数)	日	

上記のとおり、介護等の業務の実務経験を有することを証明します。

併せて就労先の要件に該当する事業所又は施設であることを証明します。※

※就労先の要件：県内の介護保険サービス事業者又は施設等

年月日

(証明日は必ず勤務先が記入してください)

施設・事業所等名

代表者 職・氏名

印

【潜在介護】

様式第5号

再就職（内定・決定）証明書

年月日

社会福祉法人
埼玉県社会福祉協議会 会長様

住所	〒	
	電話	自宅() 一 携帯() 一
フリガナ		生年月日
氏名		昭和・平成 年月日(歳)

下記のとおり介護職員等の業務に雇用が（内定・決定）しました。

業務従事先	所在地及び 電話番号	〒 電話() 一
	法人名及び 施設・事業所名称	
	施設・事業所 種別	
	職種	介護職員等
	雇用形態 (該当に○)	正職員・非常勤職員・パート又はアルバイト・ その他()
	雇用契約内容	①1日あたりの勤務時間()時間 ②1週間あたりの勤務日数 週()日 ※ただし、1年あたり180日以上の勤務であること。
	介護保険 事業所番号	
	業務開始(予定) 年月日	年月日から

上記のとおり（内定・決定）していることを証明します。

併せて就労先の要件に該当する事業所又は施設であることを証明します。※
※就労先の要件：県内の介護保険サービス事業者又は施設等

年月日

(証明日は必ず勤務先が記入してください)

施設・事業所等名

代表者 職・氏名

印

【潜在介護】

同意書

年 月 日

私は、下記の各号の事項に同意します。

- 1 申請者及び連帯保証人は、申請者の記載事項が真実かつ正確であることを保証することとします。
- 2 記載した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。
※必要な範囲には、埼玉県、さいたま市、県福祉人材センター、勤務している事業所等と申請者の手続き等の状況につき情報を共有し、必要な支援を行うことを含むものとします。
- 3 本資金は、審査の上、貸付の可否について決定いたしますので、審査の結果、希望に添えない場合があります。なお、審査の結果、不承認になった場合、その理由はお答えいたしません。
- 4 本貸付を通じて取得した個人情報は、本人の同意なく、本貸付の目的以外に利用すること、及び、上記2による場合を除き、第三者への提供は行いません。
ただし、以下の場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業の目的以外への利用、第三者への提供を行うことがあります。
 - ・弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合など法令の基づく場合。
 - ・火災・災害など緊急時で、人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合
 - ・税務署からの照会・警察・検察からの捜査協力依頼による場合
- 5 次の各号の事項を確約します。
 - ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - ② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - ③ 本契約の締結から契約が終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 埼玉県社会福祉協議会に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて埼玉県社会福祉協議会の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 6 次のいずれかに該当した場合には、埼玉県社会福祉協議会から何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
 - ① 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - ② 前項②の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - ③ 前項③の確約に反した行為をした場合
- 7 この契約が解除された場合には、解除により生じる損害について、埼玉県社会福祉協議会に対し一切の請求を行わない。

(申請者) 住 所
(自署)

氏 名

(連帯保証人) 住 所
(自署)

氏 名

(宛先)
埼玉県社会福祉協議会会长 様

【潜在介護】